

(別記 15)

労働負担軽減対策事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作生産地域において、作業の効率化や基幹作業の外部委託等により労働負担の軽減を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 基幹作業の外部化に向けた取組

豆類やばれいしょ等の畑作物の適期作業を推進するため、基幹作業を外部委託する取組。

2 省力作業機械の導入

畑作物の生産拡大やコスト低減のため、基幹作業の省力化・外部化に資する作業機械の導入。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 市町村

(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(3) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。）

(4) 民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

なお、当該（4）の者が実施することができるのは第1の2の取組に限るものとする。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の2の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（2）は別記様式第10号ー1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表。）に沿った取組を行っている地域に限る。）とする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・10a 当たりの労働時間を3.0%（かんしょの場合は10.0%）以上削減
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a 当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 基幹作業の外部化

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、第3の1に定めた対象作物の適期の栽培管理を行うため、次の基幹作業を作業受託組織へ委託するのに要する経費とする。

ア は種又は植付、中耕、防除、収穫に係る作業

イ ばれいしょの貯蔵庫前等における集中選別に係る作業

- (2) 補助額は、前年産に比して増加した委託面積又は選別委託量相当額を上限とし、対象作物の基幹作業ごとに次の算式によるものとする。

なお、増加した委託面積又は選別委託量については、事業実施年産及び事業実施前年産の作業受委託契約書、作業記録及び受託作業料金の請求書等により確認するものとする。

$$\begin{aligned} \text{「補助額」} &= (\text{事業実施年産の委託面積（又は量）} - \text{事業実施前年産の委託面積（又は量）}) \\ &\quad \times \text{事業実施年産の面積（又は量）当たり作業委託価格（消費税抜き）} \\ &\quad \times \text{補助率（1／2以内）} \end{aligned}$$

- (3) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

- (4) 実施要領第6の3に関して、本事業の取組については、基幹作業の外部化に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

2 省力作業機械の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、第3の1に定められた対象作物の基幹作業の省力化に資する農業機械等（てん菜については、移植栽培から直播栽培への変更又は基幹作業の外部化のために必要な農業機械等に限る。）であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

- (2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円（作業受託組織が事業

実施主体となり、第4の1の(1)の基幹作業を受託する場合にあっては、当該機械ごとの受益面積1haあたり60万円)とする。

(3) 本体価格が50万円以上の農業機械等(アタッチメントを含む。)であること。

(4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

(5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費

ウ 国の他の補助金等を受けた(又は受ける予定の)経費

(7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

(イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの(いわゆる更新)ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者(原則3者以上)から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に加入することが確実に見込まれること。

(オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

(キ) スマート農機、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ(以下、「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ

連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。
(ケ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」(令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによる。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 助成対象の農業機械等は、作業受託面積の拡大に必要なものに限る。

(イ) 事業実施主体は、別紙2により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(ウ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(エ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担 (事業費－補助金) / 当該農業機械等の耐用年数 + 年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間 (年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。) 以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × 助成率 (1 / 2 以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × (リース期間 ÷ 法定耐用年数) × 助成率 (1 / 2 以内)

リース料助成額 = (リース物件購入価格 (消費税抜き) - 残存価格)

× 助成率（1／2以内）

（ウ）事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

（エ）事業実施主体は、（ウ）の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

（オ）事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、畑作物産地の労働負担の軽減に向けた取組を継続することとする。